

保 健 第 8 8 号
令 和 2 年 6 月 5 日

県立学校給食実施校長 殿

岡山県教育庁保健体育課長
(公 印 省 略)

夏季の授業日における学校給食の実施について

平素から安全・安心な学校給食の提供に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業により不足した授業時間を確保するため、夏季休業を短縮して授業日数を確保するようお願いしているところです。

その間の学校給食の実施に当たって、県立学校の学校給食施設及び設備につきましては、エアコン等の空調設備が十分でない場合や、真空冷却機及び調理用冷蔵庫の設置がない施設があり、調理従事者の健康管理や食品の適切な温度管理が危惧される面があります。

つきましては、貴校の学校給食施設、設備及び調理人員等に鑑み、安全に実施できる範囲の給食提供となるよう栄養教諭・学校栄養職員等と協議の上、次のような工夫をするなど、衛生管理及び労働安全に配慮した給食提供となるよう御検討くださいますようお願いいたします。

記

〈工夫例〉

- ・ 複雑な工程の調理は行わない。
- ・ 料理数や使用する食品数を減らす。
- ・ 状況によって、簡易的な給食（パン、牛乳、調理を必要としない加工品等）にする。

【本件問合せ先】

岡山県教育庁保健体育課

健康・安全教育班 指導主事（主幹）鈴木 美穂

TEL：086-226-7591

FAX：086-226-3684